入　札　公　告

条件付き一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。
令和８(2026)年２月５日

栃木県道路公社
理事長　鈴木　英樹

１　入札対象業務
（１）　委託業務名　交通管理業務委託
（２）　委託箇所　　日光宇都宮道路　宇都宮市徳次郎町～日光市清滝桜ヶ丘町
（３）　業務概要　　交通管理業務　　一式
（４）　履行期間　　令和８(2026)年４月１日～令和１３(2031)年３月３１日まで
（５）　予定価格　　事後公表
（６）　本業務は、栃木県道路公社交通管理業務総合評価落札方式試行要領により行う業務委託である。
（７）　本業務は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う業務委託である。
（８）　本業務は、栃木県低入札価格調査制度の対象業務委託である。

２　入札参加形態
単体による参加

３　入札手続き等
（１）発注担当部署

入札担当部署	栃木県道路公社　施設管理部 管理担当	所在地	日光市木和田島２０９６－１
		電話番号	０２８８－３２－２３２５
		ＦＡＸ	０２８８－３２－２２６５
業務担当部署	栃木県道路公社　施設管理部 施設担当	所在地	日光市木和田島２０９６－１
		電話番号	０２８８－３２－２３２６
		ＦＡＸ	０２８８－３２－２２６５
メールアドレス		totidoko@plum.ocn.ne.jp	

（２）入札手続き等

手続き等	期間又は期日等	場所又は問い合わせ先等
設計図書の閲覧 設計図書の配付	令和８(2026)年２月５日（木） から入札書の提出期限まで	公社ホームページによりzipファイルをダウンロードする https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/ ダウンロードに必要なパスワードは、（１）に示す業務担当部署への電話申出により配布する。
入札参加資格確認申請の受付	令和８(2026)年２月６日（金）から 令和８(2026)年２月１３日（金） ※必着	（１）に示す入札担当部署へ事前に電子メールにより提出するとともに、本書は簡易書留郵便で提出すること。
質問の受付		（１）に示す業務担当部署へ電子メールにより提出すること。
入札参加資格確認通知	令和８(2026)年２月１７日（火）	（１）に示す入札担当部署から事前に電話連絡するとともに、電子メールにより通知する。
質問への回答		（１）に示す業務担当部署から質問者に対して電子メールにより回答する。

入札書及び委託費内訳書の提出	令和８(2026)年２月１８日（水）から令和８(2026)年３月３日（火） ※必着	（１）に示す入札担当部署へ簡易書留郵便により提出すること。
評価項目算定資料の提出	令和８(2026)年２月１９日（木） 持参の場合は午前９時から午後４時まで、郵送の場合は当日までに必着	（１）に示す業務担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は簡易書留郵便によるものとし、左記の提出期日までに発注担当部署に到達しない場合は、提出がなかったものとみなす。
価格以外の評価点の公表	令和８(2026)年３月４日（水）	公社ホームページで公表する。 https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/
疑義の照会の受付	価格以外の評価点の公表日の翌日の午後４時必着	（１）に示す業務担当部署へ電子メールにより提出すること。
疑義への回答	令和８(2026)年３月９日（月）	（１）に示す業務担当部署から照会者に対して電子メールにより回答する。
価格以外の評価点の再公表	令和８(2026)年３月１０日（火）	質疑により価格以外の評価点に修正があった場合は、公社ホームページで再公表する。 https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/
開札	令和８(2026)年３月１１日（水） 午前１１時００分から	栃木県道路公社　施設管理部　会議室
開札後の審査書類の提出	開札日の翌日の午後４時必着	（１）に示す業務担当部署へ電子メールにより提出すること。

（注）１　期間を定めたものについては、栃木県の休日に関する条例第２条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）及び正午から午後１時までを除く。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。

２　開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

３　電子メールにより書類等を送付した場合は、必ず担当部署へ電話連絡をすること。

４　競争に参加できる者の条件

入札参加資格確認申請の受付期限日（以下「審査基準日」という。）において、以下の条件を満たしていること。

（１）　栃木県一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者。

なお、業種分類は、役務の提供に関する分類中、施設管理又はその他のサービスに限る。

（２）　関東地方に本店、支店、営業所又は事業所を有すること。

なお、関東地方とは栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

（３）　入札参加資格確認申請の受付期限日現在において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成２２年３月１２日制定）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４）　下記に掲げる配置人員の条件を全て満たしている者。

ア　高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）において、交通管理業務の管理者又は監督者としての実務経験が前５年間に１年間以上有する者を現場代理人として１名現場に配置できること。

イ　高速道路等において、交通管理の実務経験が前５年間に１年間以上有する者を１名以上配置できること。

ウ　高速道路等において、通信管理の実務経験が前５年間に１年間以上有する者を１名以上配置できること。

エ　（４）のアからウは兼ねることができる。

オ　（４）のアからウに規定する経験者は、審査基準日において３ヶ月以上の当該入札業者の雇用にあること。

５　総合評価点算定基準

（１）　価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア　価格点　１００点

イ　価格以外の評価点　５０点

（２）　価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料

の提出期限日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価区分	評　価　項　目	配点	評価基準	評価点
受託実績等	高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）の交通管理又は通信管理業務委託を元請けとして施行した前１５年間の実績により評価する。 【路線毎の累計年数】	20 点	11 年以上	20 点
			7 年以上 10 年以下	10 点
			4 年以上 6 年以下	6 点
			1 年以上 3 年以下	2 点
			1 年未満	0 点
実務経験者数	高速道路等の交通管理又は通信管理の実務が前５年間に１年間以上有する者の配置予定（評価基準日において３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係に限る。）人数により評価する。 【業務毎の累計人数】	10 点	14 人以上	10 点
			10 人以上 13 人以下	7 点
			7 人以上 9 人以下	5 点
			5 人以上 6 人以下	3 点
			4 人以下	0 点
業務計画の評価	次のテーマに対する所見について評価する。 １　日光宇都宮道路の把握に関すること ・　地形、気象条件、交通状況及び道路施設等の状況について、把握度を評価。 ２　安全対策に関すること ・　安全対策上の留意点について、的確性を評価。 ３　事象別対処方法に関すること ・　事象対処方法の的確性を評価。 ４　業務体制に関すること ・　業務遂行に当たって会社としての対応方針、人員配置計画及び非常事象時の体制確保等に対する対処方法を評価。	20 点	A	20 点
			B	18 点
			C	16 点
			D	14 点
			E	12 点
			F	10 点
			G	8 点
			H	6 点
			I	4 点
			J	2 点
			K	0 点

６　入札参加資格確認申請及び開札後の審査書類の提出

（１）　本業務の競争入札に参加を希望する者は、３の（２）に示す入札参加資格確認申請の受付期間に次に掲げる入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア　条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ　条件付き一般競争入札参加資格確認資料（様式第２号）

（２）　総合評価点が最も高い者は、３の（２）に示す開札後の審査書類の提出期限日までに次に掲げる入札参加資格の審査に必要な書類を提出しなければならない。

ア　配置予定現場代理人の資格（別記１の１）

イ　配置予定交通管理員の資格（別記１の２）

ウ　配置予定通信管理員の資格（別記１の３）

エ　商業登記簿謄本及び定款の写し

７　評価項目算定資料の提出

入札者は、３の（２）に示す評価項目算定資料の提出期限日の受付時間内に次に掲げる価格以外の評価を行うために必要な資料を提出すること。

ア　受託実績調書（様式第４－１号）

イ　交通管理者調書（様式第４－２号）

ウ　通信管理者調書（様式第４－３号）

エ　業務計画書（様式第５－１号、様式第５－２号、様式第５－３－（１）号、様式第５－３－（２）号、様式５－４号）

8　低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

（1）　低入札調査基準価格が設定されている。

（2）　栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第６条に基づき、基本調査において数値的判断基準に適合しない場合は失格とする。

（3）　委託費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。

ア　委託費内訳書の内容が「入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領」第７条に該当する場合には、無効又は失格とする。

イ　提出した委託費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

ウ　栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第６条に基づく基本調査は、提出された委託費内訳書により行う。

（4）　栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第７条重点調査の取扱いは次のとおりとする。

ア　栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第７条第１項（２）適用業務委託の場合を準用する。

（ア）⑦の「業務工程」を「勤務割表」に読み替える。

（イ）④、⑧及び⑨は削除する。

イ　栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第７条第２項に記載の提出書類は、栃木県道路公社交通管理業務 重点調査提出書類作成要領 別記様式第１から第９までに必要事項を記載し提出するものとする。

9　その他

（1）　栃木県道路公社総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（業務委託）に示すとおりとする。

https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/

（2）　本業務に使用する入札書の様式については、栃木県道路公社ホームページよりダウンロードした閲覧図書のzipファイルに含まれている。

（3）　その他詳細不明の点について、３の（１）に示す入札担当部署に照会のこと。ただし、業務委託の内容については、３の（１）に示す業務担当部署に照会のこと。